

中国銀行に個人番号（マイナンバー）・法人番号をお届出いただいていないお客さまへ

個人番号（マイナンバー）・法人番号のお届出のお願い

お手続きに必要な書類

お届出の際には、当行が用意する書面にご記入いただくほか、以下の確認書類が必要となります。

個人のお客さま

個人番号カード



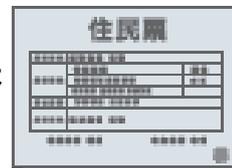
または

通知カード※1



または

住民票の写し (個人番号の記載あり)



本人確認書類 ※2



+

※1 2020年5月25日以降、通知カードの記載事項（氏名・住所等）に変更が生じている場合は、個人番号の届出にご利用できません。

※2 顔写真付きの本人確認書類 1点 … 運転免許証 など
顔写真なしの本人確認書類 2点 … 健康保険証 など

法人のお客さま

法人番号印刷書類 ※3 または 法人番号指定通知書 ※4

+

法人確認書類 1点 ※5

※3 国税庁の「法人番号公表サイト」から印刷した書類

※4 6か月以内に作成されたものであれば法人確認書類は不要です。

※5 登記事項証明書、印鑑証明書、国税 地方税の領収書 納税証明書 など

【個人番号（マイナンバー）・法人番号について よくあるご質問】

Q. 必ず届出しなければならないのですか？

- A. 2016年1月1日より、所得税法などにより金融機関への個人番号（マイナンバー）・法人番号のお届出が必要と定められております。
猶予期間としまして、2022年1月以降の最初に売却代金や利金・配当金の支払いを受ける時までに、個人番号（マイナンバー）・法人番号をお届出いただく必要がございます。
このため、期限内のお届出についてご理解・ご協力くださいますようお願い申し上げます。

Q. 銀行では何に利用するのですか？

- A. 口座開設などに関する申請・届出に記載していただき、保管・管理することが義務づけられています。また、税務当局に提出する法定調書などに記載し、提出する必要があります。
(法令で定められた目的以外でマイナンバーを利用することは、禁止されています。)

【個人番号（マイナンバー）・法人番号のお届出が必要となる主なケース】

- ①新たに投資信託・債券口座を開設する場合。※1
- ②NISA口座、ジュニアNISA口座、特定口座の開設など。※1、2
- ③投資信託・債券口座をご利用いただいているお客さまの住所・氏名・名称などの変更、マル優・マル特の申込・廃止 など。※2
- ④2015年12月31日以前に投資信託・債券口座を開設している場合。

※1 個人番号（マイナンバー）をお届出いただいている場合は、改めてお届出いただく必要はございません。

※2 ②または③のお手続きがある場合などは、その時点で個人番号（マイナンバー）・法人番号をお届出いただく必要がありますのでご注意ください。

Q. 届出しているかどうか、確認するにはどうしたらよいですか？

- A. お近くの中国銀行の窓口にお気軽にお問い合わせください。